字大原中倉二二〇の二一、二二〇の二一、字立石山五九〇の五（次の図に示す部分に限る。）、字イヤ谷一五三三の一から一五三三の三まで、字宮ノ谷奥一六六六、一六七三、一六七五、一六七六、一六七七の一、一六七七の二、一六七八から一六八七まで、一六九三の五、上萩山字中萩三五〇の一、三五五の二、三六二の三、三六二の四、三六三、湯河字横内四六四、字小坂四七四、四九七の一から四九七の四まで、字家ノ上ヘ一〇七一、一〇七二、下阿毘縁字家ノ奥六四六、六四七、六五〇、福寿実字入道ヶ垰六五四の一から六五四の五まで、六五四の八から六五四の一〇まで、豊栄字名谷七四九の二、七四九の三、字石鉄穴一三〇一の一、一三〇一の三、字名谷山一三六八の一九、宮内字黒谷尻七六二の一、字小熊井谷一一五五の一、一一五六の一、一一五六の二、字火消シ一一八六の一、字堂ノ上ヱ一三六七の一、字市ヶ代山一三六五の五、字場床山一三六八、字黒谷一四七五、字大垰一四八三の一、一四八三の二、字宗太ヶ垰一七四四の一、福万来字坊ノ奥山八〇一、八〇二・八〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、多里字灰谷恵比奈大入込八六七の二七、八六七の五六・八六七の五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字灰谷笹井谷八八三の四、八八四の二、霞字曽根田八八五、字垰田八八六から八八九まで、字瓦山一二一〇の一、一二一〇の三、一二二一、萩原字井手口一一九三、字萩原家ノ上ヱ一二五三の一、三栄字地蔵平ラ一二一九、一二二一の一、一二二五、字御明谷左平ラ一三三七・字下モ谷右平ラ一三五三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字御明谷奥新田一五二四、一五二五の一、宝谷字糠谷林一二八二の二、一二八七の四、字向林一三六八の二、菅沢字上ミ峠一七六二、字野路尻一七七九、花口字大原山一九八九の四、阿毘縁字中倉二〇一四の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ミ清水屋林一三七・字山神谷尻二〇四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大原中倉二二〇の二一、字中萩三五〇の一、三五五の二、三六二の三、三六二の四、三六三、字小坂四九七の一、四九七の四、字石鉄穴一三〇一の一、一三〇一の三、字黒谷尻七六二の一・字黒谷一四七五・字大垰一四八三の一・一四八三の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字宗太ヶ垰一七四四の一、字灰谷笹井谷八八三の四・八八四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字曽根田八八五、字垰田八八六から八八九まで、字瓦山一二一〇の一、一二一〇の三、一二二一、字井手口一一九三、字萩原家ノ上ヱ一二五三の一、字大原山一九八九の四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町萩原字カケヒナ二の四、字角原家ノ向一二一の三、字大峠東平二〇〇の四、二〇〇の六、字口石谷五〇八の三、字船峠尻六五〇の二、字大ズリ七九八の二、七九八の四、上石見字カケ五四、五四の一、五七、五九、六〇の一、六〇の二、字寺ノ上一三四二、阿毘縁字宮ノ谷山六二の四、字二ノ谷尻下モ道上ヰ二一二の七、字サノ谷尻リ二一四の一、二一二八、二一二九、字上川床山二二八〇の二、字横屋谷山二二九九の二、字漆垰一五〇七の二、一五〇七の二六から二五〇七の三三まで、字ニノ谷二九七八の四、上萩山字明谷右平一四四の四二、字中萩山二九六の二、字中萩三三四、字ソリ田ノウヱ一五八二の三、矢戸字ソフリ谷一七一の二、一七一の八から一七一の一まで、字ソフリ谷左平ラ一七二の二、一七二の四、一七二の五、字吉ヶ谷二六二の三一、二六二の四三から二六二の五一まで、字堂平ラ五一九の二、字久田間山八七一、字三本杉八七三、字名土谷上平ラ一二四九から一二五二まで、宝谷字上延命寺二二一、多里字上町上ヱ側二四二の三、二四九、字町上ヱ側八八六、八八七の一、八八七の二、八八八から八九〇まで、字古市陰地八九一の三、佐木谷字中倉山二四九の二、河上字垣ノ内二六八、二六九、二七二の一、二七二の三、字北平山一三三〇の一、湯河字横内四四七、字小坂四九五、字畑平一一三二、字登岩谷左平一一七九の二、霞字樋ヶ垰五九八の一、字妙見谷五九九の三、字段六一〇六一一の三、字牛休平ラ一二〇六の一（次の図に示す部分に限る。）、豊栄字宮山六六七の一、字ブドウガ垰一二二一の一、字陽山一三五七の三、字地獄谷一四〇四、字釜ヶ谷山一四〇六、神福字栩ヶ谷七一一、花口字石垰原下タ七八七の一、七九五の一、七九六、三栄字地蔵平ラ一二二八の一、字大畑ケ一三四四の一、字名土谷左平ラ一五四九、一五五〇、中石見字萱ノ平ラ一三三〇の一、字松山平一三三四の二、字抜戸一三一一の九三、一三一一の九四、字中大倉山一五四八の二、宮内字塚原山一三一八の六、一三一八の七、字休垰林一五二七の二、福塚字庄田一四一九の一から一四一九の三まで、一四二八、神戸上字城山一五〇〇から一五〇二まで、一五〇三の二、字奥小屋ノ垰二〇七九、字上ミ白地二二四四の二、字寺山二二六三の三、二二六四の二、字観音山二八六五の三、笠木字笹間口四六〇、字下東仙寺二四八一の二、一五〇〇の一、茶屋字鉄鋳谷二六〇の二、字代ノ原三四二一の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３４号

静岡県三島市旭ケ丘９番12号、前住所静岡県三島市徳倉925番地の２　ヴァンヴェール92番館109

債務者　相山　昌和

1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森本耕太郎

4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月２日午後３時30分

6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９４３５号

東京都江戸川区中葛西４丁目７―１―1110

債務者　川北　武昭

1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　清野　英之

4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月２日午前９時30分

6　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４７号

高知市相生町７番14号

債務者　仙石　万寿

1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中川　嶺

4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月４日午前11時

6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで

高知地方裁判所破産係